

會學濟經學大國帝都京

# 經濟論叢

號一第 卷(十四第)

月一年四十四和昭

經濟論叢 每月一日發行  
第四十八卷第一號 昭和十四年一月一日發行  
大正四年六月二十一日第三種郵便物認可

作田博士還曆記念論文集

(禁轉載)

目次

作田莊一博士肖像……………	卷頭
作田莊一博士稿「日本經濟學の正體」……………	一
日本的學問の文化史的意義及び基本的諸典型……………	文學博士 米田庄太郎……………二
東亞民族の形成……………	文學博士 高田保馬……………三
日本經濟史研究の發展……………	經濟學博士 本庄榮治郎……………五
理論學としての日本經濟學……………	經濟學博士 谷口吉彦……………六
産業組合の耕地管理……………	經濟學博士 八木芳之助……………七
印度に於ける國民的産業能率の遲滯性に就て……………	經濟學士 大塚一朗……………二〇
「日本的」なるものゝ意義及び探求に就て……………	經濟學士 中川與之助……………二六

資本主義と支那事變……………	經濟學士 柴田敬……………	一四二
明治時代農村手工業の消長……………	經濟學士 堀江保藏……………	一六二
我國に於ける預金通貨統計の發達……………	經濟學士 中谷實……………	一六九
保險思想の發展……………	經濟學士 佐波宣平……………	一九三
歴史學派に於ける國民經濟の概念……………	經濟學士 白杉庄一郎……………	二二一
日本共同體經濟學の建設者佐藤信淵……………	經濟學博士 石川興二……………	二二七
國事資金法の提案……………	經濟學博士 小島昌太郎……………	二四九
農山漁村財政の五箇年記錄……………	經濟學博士 汐見三郎……………	二六九
支那の社會成層……………	法學博士 財部靜治……………	二八八

# 保險思想の發展

佐波宣平

## 一 はしがき

「一人は萬人の爲めに、萬人は一人の爲めに」保險制度が據つて立つこの思想は幸ひにもナチス世界觀の根本原理並びに出發點に一致してゐる。<sup>1)</sup> ナチス保險學者ヒルガート (Hilgard) はナチ斯的に巧みに保險思想を採り上げて斯ふ言つてゐる。併し、吾々が保險思想史・保險政策史を辿つて見るとき其處には多數のヒルガートを見出す。夫々の時代に支配的な一般社會經濟思想が夫々の立場から保險を採り上げ保險に對し夫々異りたる態度をとつてゐるからである。更に言ひ換へれば、保險に對する態度は一般社會經濟思想と同一歩調で發展してゐるからである。従つて、今日のナチス・ドイツがナチ斯的に保險を考へその態度を採つてゐることは、事柄それ自體としてもまた歴史的に見ても、全く自然であつて何等の不思議はない。ところで、保險に對するナチ斯的態度。これは保險に對する態度として勿論歴史的に最も新しいものである。この故に、既に、この態度は吾々の關心を引くこと甚だ大である。が併し、現在の吾々としては、單に客觀的に最新なるの故にさうであつてはならない。時代の大きな流れはこの態度をして、多かれ少なかれ、明日の、否、今日の日本に於ける吾々の態度たらし

1) E. Hilgard, Das Versicherungswesen im nationalsozialistischen Staat, 1935, S. 7.

めやうとして居る。かやうな意味から、私は、こゝで、保險に對するナチスの態度を考察しやうとする。が、この場合、とり分けて、ナチス・ドイツに於ける保險の態度が如何なる歴史的過程をもつかを顧みて、その解明に資せんとする。蓋し、保險に對するナチスの態度は、ナチス原理それ自體と同様に、歴史的發展的なものとして現段階に現はれたものなるが故である。

## 一 原始的保險の生成動因

さきに擧げたヒルガートだけではない。人々は好んで「一人は萬人の爲めに、萬人は一人の爲めに」が保險制度の基礎をなすと言ふ。これは保險が共同社會的な一面をもつてゐるからである。併し、この面は内部的技術的側面であつて、保險制度全體としては利益社會 (Gesellschaft) を構成すると言はねばならぬ。即ち、保險加入者は共同體的な内部的技術的構成に參入しつゝ、各々何等かの利益の收得を目的としてゐる。かくて、保險制度は利益共同體 (Interessengemeinschaft) である。これを、いま、保險制度を發生せしめた動因と考へ合せるとき、甚だ興味深きものを感じる。

ロールベック (W. Rohrbek) は生命保險を發生せしめたる動因に二つがあるとして、慈善的共同扶助と投機的企業慾とを擧げてゐるが<sup>1)</sup>、これは單に生命保險だけでなく保險一般にも當筈り得るであらう。

慈善的共同扶助の思想が保險制度の發生に導きたる代表的な例としてはギルドがある。一般に説かれる如く、保險思想從つてまた保險制度は封鎖的家族自給經濟の段階に於ては未だ發生の餘地はない。こゝでは、家族員の

1) W. Rohrbek, Die Lebensversicherung im nationalsozialistischen Staat, Zeitschrift für die gesamte Versicherungs-Wissenschaft, Bd. 34. S. 93.

窮乏に對しては家族内の消費節約部分が充てられるだけである。ところが、この段階から進みて個別的私經濟が獨立する段階に至ると、經濟主體間の交換が原則的となる。が、他面それだけ各個別經濟間の交換形式による依存關係が起つて來て、いまや、窮乏に對しては各個別經濟相互間の救助工作を必要とするに至る。職業的關係から成るギルドの共助制度はかくして起つた。即ち、ギルドは一つの組合を作り各組合員は共同扶助を目的として一定の釀金をなし、これを家畜の盜難・囚人の身受・船舶の難破・埋葬の遂行等につき組合員の或者の要するであらう費用に充當した<sup>2)</sup>。一般に、學者は、ギルドのこの共助制度に於て未だ合理的保險料率に當るものゝ成立し得るに至らないが故に、これはなほ固有の保險とは言へないとしてゐる。が、私は、いま、このことを認めるとしても、この外に、ギルド殊に初期のギルドの共助制度が完全なる隣保共助の精神によつて結合されて居て、純乎たる利害共同體から著しくかけ離れてゐる點をもつて、それが固有の保險とは異なる理由の一つと考へる。それは兎も角、大きな道筋を見れば、ギルドのこの共助制度が後年の火災ギルド・火災保險組合更に現代的保險の成立にまで導きたるは疑ひなきところである。

ところで、かやうな共同扶助思想から成りたる保險(類似の制度)と相並んで、而かもこれとは何等の關係なくして、營利精神を動因とする保險が生成發展しつゝあつた。即ち、冒險貸借、海上保險を系列とする發展である。冒險貸借は既に古代フェニキヤに於て發見される。が、それは保險と言ふよりは、寧ろ、最も古き資本形態である利貸資本が賭博と結び付いた取引である。而るに、その後、地中海殊にゼノアを中心として海上商業が盛んとなるに及んで、商業資本が利貸資本よりも前面に出て來て、これが古くより共同海損・冒險貸借によつて培はれた

2) A. Manes, Versicherungswesen, I. Band, 5. Aufl. S. 35.

る思想を採り入れて海上保險を發生せしめたのである。併し、この段階に於ては、なほ、危險に對して經濟的に終極的責任を負ふものは加入者全體ではなくして寧ろ一個人（保險者）の資力であつた。<sup>3)</sup> 謂はゞ初期の商業資本による投機的海上商取引であつた。従つて、こゝでは、共助的精神は勿論のこと、共同體的機構をつくらうとの考へも加入者に於て見出されず、たゞ、自己財産の保全または利潤の獲得といふ利己的意欲のみが働いてゐたのである。

### 三 官房主義・重商主義の態度

ギルドが職業的自治團體として成立し初めた頃、他方ではまた武力的有勢者と従者との間に忠誠を誓ふ主従の關係が土地を媒介として封建制度を築きつゝあつた。これら二つの制度の間には當初には時として對立も見られた。或る場合、ギルドの共助制度が封建制度への對抗手段としての役割を果した。<sup>1)</sup> 併し、ギルドは次第に封建制度に制壓せられ遂には封建君主に隸屬した。例へば、多額の獻金の代償として君主より都市の商業獨占權を得てその存續を維持するやうになつた。と同時に、思想的にもギルド的有機的共同思想の上に王國絶對主義 (Ständesabsolutismus) が強く出て來た。政治思想たるこの王國絶對主義は其後に至つて經濟的には重商主義思想に發展したが、それは先づ内政的財政的方面に於て官房主義的政策として現はれた。而して、この特色ある政策は當然にこゝで問題とする保險に關しても現はれてゐる。

王國絶對主義に於ては王侯の寶庫を富ますことが第一目的であつて國民一般の福利は第二義的にしか考へられ

3) G. Wörner, Allgemeine Versicherungslehre, 1920. S. 10.

1) Hilgard, a. a. O., S. 14.

なかつた。即ち、若しこれを顧みざるときは王侯の利益に何等かの障害を及ぼす虞のある場合にのみ、國民の福利が考慮されるに過ぎなかつた。蓋し、建設初期の王國としては自らを出來る丈け確固たる財政的基礎に置き、もつて、優勢的地位に於て、ギルドその他の潛勢力團體に臨むことが先決的であつたからである。而して、かゝる王國絶對主義が保險に對して採つた態度は先づ保險の國營形式として現はれた。例へば、フリードリツヒ大王が一七六五年シレジア地方に創設したる國營家畜保險の如きそれである。<sup>2)</sup> (この家畜保險は一般に國營保險形態の最古であると言はれてゐる。之より先き、一五六〇年乃至一六〇六年にドイツ官房學者ホルツヘル (Holtscher) オブレヒト (Obrecht) 等が國營火災保險・國營小兒保險を計畫建議したとも言はれてゐるが、<sup>3)</sup> 實施に至つたか否かは不詳である。) この場合、爲政者の意圖は、成る程、幾分は、國民の農業經濟をして家畜の疫病による損害から免れしめその財産狀態を維持せしめやうとする方向にも向けられたではあらう。が、彼等が先づねらつたのは保險制度を通して被害農民の納税力を保持しやうとするにあつた。專制國王の寶庫を富まさんとする打算にあつた。これと同様の目的の下に同時に設立された國營家畜保險は、この他にも、例へば、オランダ、デツサウ、ケーテン、ベルンブルク等に見出される。<sup>4)</sup> 次いで、プロシヤで行はれた國營寡婦金庫もさうである。戸主を喪ふて破産に陥込んだ後に國費によつて寡婦の生存を保證するよりは貧困に到らぬやうに保護してやる方が王國の利益・特權階級の利益だとの考へに出たのである。<sup>5)</sup> 保險は爲政者の利益に於て有利に經營し得る一手段であるとの考へは重商主義文獻の至るところに見出される。例へば、ユステイ (J. H. G. von Justi) が農産物保險の重要性を説いたときにも、これを施設すれば凶年でも農民の納税義務を免除してやらなくて済むから、それだけ政府は物質的損失から免れる、<sup>6)</sup> と言ひ、更に

2) G. Reicherts, Das Problem der Verstaatlichung des Versicherungswesens, 1921, S. 3, 4.  
 3) A. Manes, Versicherungs-Staatsbetrieb im Ausland, 1919, S. 3.  
 4) 5) Reicherts, a. a. O., S., 4. 6) 7) 8) Reicherts, a. a. O., S. 5.



彼が強制火災保險・強制凶作保險を提議したるとき、より露骨に、國民私經濟側の必要を無視して王侯の利己主義を代辯してゐる。納稅義務を有する土地・財貨のみに限つて保險を認め、然らざる土地・財貨にはこれを許すべからず、として居るからである。<sup>7)</sup> 兎に角、當時の爲政者は常に租稅と結びつけて考へ、保險によれば國民の物質狀態が改善される——従つて、人口が増加する——そこで納稅者數が増大する——、このやうな關聯を迎るのである。<sup>8)</sup>

右は、官房學派・重商主義者が納稅力の維持または増進のため保險を國營にせんと考へ方であるが、そればかりではない。進みて彼等は保險は企業として甚だ有利なるが故にそれを國家の手に移すべしとも考へた。こゝでよく引用されるのは哲學者にして且つ政治家たりしライプニッツ (G. W. Leibniz) である。彼は既に一六九五  
年保險の國營を提唱して、「政府が保險を經營して巨大な利益を獲るであらうことは疑ひない。現に商業都市で資本を有しこれを巧みに運用してゐる保險業者はどれもこれも裕福にやつてゐる。保險國營から擧がるであらう利益は絶えず増大し行く宮廷費軍隊費をもよく支辨し得ること請合である。」<sup>9)</sup>と言つてゐる。

ライプニッツは、かやうに、王庫致富の手段としての保險を考へたが、彼は、他面また、國民全體の福利を増進させるものとして保險を見出してゐる。他の個所で、例へば「共同海損法に據れば、共同危險防止のために投荷されたる商品、その他の費用は利害關係者全員の構成する共同團體によつて負擔されるべきである。これと同様に、國家といふ船舶 (Staatschiff) に乗つて俱に航海する國民のすべては危險共同體を構成すべきである。而して、もし之によつて剩餘を生じたるときは、それは土地の開墾例へば沼澤の干拓に利用すべきである。」<sup>10)</sup>と、主張してゐるからである。

更に、この時代の保險は、爲政者が斯やうな利己目的の下に王國萬能主義をふりかざしてイニシアチーフをと

9) Reicherts, a. a. O., S. 6.

10) Manes, Versicherungs-Staatsbetrieb., S. 3.

つて行つたものであつたため、それは單に國營であつたばかりでなく、必然的に上からの強制と言ふ形式を採つた。この場合、ユステイの如きは、「慈愛深き父はその子達に對してそのうちの或る者がたとへ嘔吐を催す程に嫌ふであらうとも強制して藥を吞ませる。政府もこの父と同様であらねばならぬ<sup>11)</sup>」と、口先きでは言つてゐるが、重商主義政府の態度が慈愛深き父のそれとは凡そ縁遠いものであつたことは、誰にも異論はあるまい。

#### 四 自由主義に依る營利保險の發展

王庫致富といふ絶對目的から國民の福利を無視し國民の自由な經濟活動に著しい制限を加へた官房主義・重商主義が民間に於ける保險思想・保險制度の普及發展に大きな障害を齎したことは、改めて説くを要しない、マーネスの言葉を藉りると、重商主義時代は、精々、結婚の獎勵・家族數増大への手段としての寡婦金庫・孤兒年金が出現したに過ぎない時代であつた<sup>1)</sup>。ところで、この重商主義の絶對王制に對しては先づフランス重農主義から鋭い批判が加へられた。「農夫貧しければ國貧し」を綱領とする重農主義は政府よりも人民殊に農民に重點を置き農民ありてこそその王國であるとした。併し、重商主義が最もひどい批判を受けたのは、フランス重農主義に培はれ後に産業先進國イギリスへ渡つて榮えたところの自由主義からであつた。個人が封建國家に對して自由を要求した個人自由主義からであつた。元來、個人自由主義なるものは個人が或る程度の自覺と經濟的獨立とを有するときに始めて生長するものであつて、十八世紀中葉のイギリス市民の段階が正にさうであつた。併し乍ら、言ふまでもなく、この場合の經濟的獨立は原始的封鎖家族經濟の獨立とは異つて各個別經濟が相互に絶えざる且つ極め

11) Reicherts, a. a. O., S. 7.

1) Manes, Versicherungslexikon, 1930, Sp. 659.

て緊密な交換形式をとりつゝ形成する獨立である。ところで、交換とは給付と反對給付との關係である。従つて、若し自己に給付能力なきときは個人は全く生活不能に陥る。何等かの偶然な事件に襲はれ異常な經濟的支出に迫られたる場合が屢々さうである。こゝに於て、個人自由放任の社會に於ては、各個別經濟は、反面、不慮の危險に對しては無力を意味する。かくて、人々はこの對策として同種の危險に曝される多數個人を糾合し共同の準備として保險を採り上げた。

従つて、この場合の保險の特質は、何よりも先づ、重商主義王國に於て上からの強制の下に成りたる保險とは異つて、個々人の任意に出で、組織されたことである。保險の性質として出来るだけ多數の危險を集めなければならぬ。従つて、同種の危險に曝されつゝある何人の参加をも拒まない。同種危險といふ以外何等の資格も必要としない。従つて、勿論、參加者相互間の相識を條件としない。かくて、そこには相互扶助なる美はしい情緒の纏ひは全く見出されない。たゞ、個々人が自己を經濟的に護らうとする純乎たる個人的利己心のみが支配的である。かくて、それはまたギルドの共助制度とも性質を甚だ異にする。要するに、任意的無制限的利己的保險である。而して、保險がかかるものたる限り、それが個人の何人によつて營業とされやうが、それは全然問ふところではなかつた。事實、ギルド的共助制度の相識の極く狭い範圍内では、全員が互ひにその制度の運営に當りまたそれに関して責任をもつことも可能であつたが、範圍が次第に擴大し人的制限が弛むにつれて擔當者として責任者として其處に特定人を必要とするに至ることは極めて自然であつた。而して、また、この場合、釀出額と支拂給付額との差額がこの特定の業務擔當者の報酬として與へられると言ふことも、更に進みて、彼特定人がこ

の報酬を特に目的として保険を一つの營利企業にまで至らしめると言ふことも、自然であつた。そして、また、それが營利心を基礎として成り立つ自由主義社會に於て飛躍的發展を遂げたと言ふことも當然であつた。營利保險への道行またはその發展はかうであつたと考へ得らるゝ。

併し、勿論、この道行のみが唯一ではなかつた。さきにも述べた如く、他方に於て、古代ローマを濫觴地とする海上保險があつた。即ち、最初から商業資本家の投機的企業として生れた保險があつた。ところで、この商業資本家はこの業務に携るうち、次第に、自己の引受ける危險が限られたる若干個よりもより多數であればある程營業危險が平均されることに氣が付き、そこで、同種の危險を出来るだけ多數に糾合しやうとした。かくして、それは漸次に大數法則適用性を増して行き現代的保險へと發展した。併し、それは始めから營利形態をとつて出て來たものである。従つて、その發展はその社會が營利を是認するや否や又は營利を如何なる程度に於て認めるかによつて制約されると言ふ運命を始めから擔つてゐた。かくて、この形態の保險は極めて古くより發生し乍らその後封建制社會に入りて永く大して振はず、今や漸く自由主義時代を迎へて驥足を延ばし始めたのである。このことは、この營利保險が古代ローマに起り乍らその發展の天地を當時自由主義の最も華かに展開されしイギリスに於て見出してゐることゝ考へ合せて興味深きものがある。

## 五 社會問題とフグナアの保險國營論

周知のやうに、重農主義・自由主義の重商主義批判は産業資本生産力の増大に基礎を置いてゐる。封建制度の

拘束から産業資本を救ひ出してその生産力を自由に最高度にまで發揮さそうとする意圖に出てゐた。従つて、重農主義・自由主義は當初より産業資本の辯護者をもつて自ら任じて居りそれが矛盾や弊害を醸し出さうなどとは思ひも及ばなかつた。だが、資本主義が上向期から最盛期に入るに至つて、人々の關心は次第に生産から分配へと移り、勢ひ勞働爭議等の擡頭するに及んで、資本家的生産制そのものが問題とされ始めた。十九世紀中葉ヨーロッパ各地に於ける社會主義思想の出現がこれである。中でも、社會主義思想が最も早くより發生し最も盛んであつたのはドイツであつて、社會主義派は十九世紀の後半に入るや早くも侮るべからざる政治的勢力を築いてゐた。こゝに於て、プロシヤの國家主義を繼承した近代ドイツ國家を代表する鐵血宰相ビルマルクは、既に一八七八年社會黨鎮壓法を公布し、いま、また一八八一年社會主義勢力を緩和する目的をもつて國營疾病保險法案を議會に提出した。(一八八三年六月十五日附公布實施)。而して、これは、その後今日に至るまで世界各國で盛行を見つゝある社會保險の嚆矢であつた。ところが、恰も右法案の議會提出と年を同じくしてアドルフ・ワグナーの有名な論文「國家と保險制度」が彼のリードする社會政策學會の國家學雜誌に出てゐる。この論文は資本家的生産制是正の手段として保險を採り上げ保險をもつて國營とすべしとする最初の學問的研究であつて、一方ではビスマルクが政治的立場から時を同じくして國營社會保險を創設すると言ふ政治的背景をもち、他方では資本主義經濟の弊を痛感してゐる當時の世人に共鳴して、非常なセンセーションを捲き起した。先きに資本家的生産を育成した自由主義下の保險について見て來た私は、今や、資本家的經濟のもたらす弊害の矯正手段として取り上げられたる保險を考察する順序となつた。

ワグナーはかう考へる。國民經濟が發達して來ると個人が國民經濟に依存せず孤立して生存することが困難となる。と同時に、國民經濟も個人の生存に依存する程度が高くなり個人生存の發展によつて始めてその十分な發展が期せられる。それ故、もし個人が自然的社會的事象から危害を加へられるとすればこの危害の除去には社會全體が當らなければならぬ。ところで、保險はかゝる危害に對抗する手段である。従つて、保險への欲望は今や個人欲望ではなくして共同欲望 (Gemeinbedürfnis) にまで進み來たのである。而して、この共同欲望は如何にして最もよく達せられ得るかと言へば公的施設によつてである。個人的私經濟的施設では到底不十分である。而も一方、國民經濟の社會經濟生活が發達するにつれて、一般的に、公經濟的組織が生成發表して來ることは歴史的必然の傾向である。従つて、保險を公經濟的形態に導くことは自然であり可能である。<sup>1)</sup>

ワグナーは、かやうに、保險を公的施設とするのは社會倫理的要求であり且つ歴史的必然性に順應することでもあると説く。而して、既にかく考へる彼の公的保險はその内容に於て從來の保險のそれとは當然著しく異つてゐなければならぬ。事實、そこには自由主義資本主義矯正への燃ゆるが如き熱意が溢れ、高度の倫理的社會政策が盛られてゐる。

彼は言ふ。「國民經濟は國家經濟であり、また、さうあらねばならぬ。國民經濟なるものは個々の成員がその安危利害を相互に依存し作用し合ふ組織體である。かゝるが故に、余は自由主義的個人主義的經濟學說並びに政策が唱へるところの兎も角も恐ろしく首尾一貫せる意見に對して反對する。個々人の、並びに國民階級の經濟狀態及びこれに全く規定せらるゝ私有財産狀態とその危険程度は、國民生活・國家生活・經濟生活の歴史的發展と大

1) A. Wagner, Der Staat und das Versicherungswesen, 1881, S. 16 ff.  
2) Wagner, a. a. O., S. 31.

いなる關係をもつものであつて、決して個々人が責を負ふべき個々人の態度に依存するものではない。例へば、農民の如きは數百年の間あらゆる種類の隸屬と負擔とを課せられ而かも引續く戦争からの窮乏に對しても少しも保護も救助も受けては居ない。商工業都市が農村よりも有らゆる種類の特權を振つて利益を貪つてゐるからである。このやうな事情——これは今日吾々が現に直接間接に見受けるところである——に依つて、經濟狀態財產狀態に多くの差等が生じて來た。就中、この差等は所有財例へば建物の性質並びに危險程度の差等となつて現はれた。而して、極めて嚴かなる階級制度がこの差等の上に、<sup>3)</sup>恰もこの差等が自然發生的事實なるかの如くに——打建てられて居る。かくて、この差等は永く維持せられ猶も間接には強められつゝ、今日に至つてゐる。而るに、元來、この差等は自然發生的なものではなくして歴史的所産である。各個人は無條件にこれを負はさるべきではない。従つて、吾々はこの差等を或る程度に平均せしめる爲めに階級制度を公平に矯正すると言ふ手段を採らねばならぬ。時々、公平な地均し (eine gerechte Sühne) が必要である。<sup>4)</sup>」ワグナーがこの地均し手段に保險をもつて來てゐることは言ふまでもない。而して、保險がよくこの使命を果すがためには、それは從來の保險に於て見るが如き危険階級別保險料率制を固執してはならない。彼は言ふ。「危險と保險料との正確なる階級付けをもつて嚴格に論理的なるものと認めるのは、絶對的私有財産制を是認し私經濟的制度の純粹原理に従ふ全くの個人主義的經濟學の立場である。吾々はこれは拒否しなければならぬ。」<sup>4)</sup>かくて、これまで自由主義者が全く以て公平であると考へてゐた危險程度に應ずる保險料率の制度は、今や、ワグナーにあつては反對に許すべからざる不公平に轉化し、こゝに於て、從來の營利保險が不變の原理として據つて立つてゐる基礎は大いなる變革の前

3) Wagner, a. a. O., S. 47, 48.

4) Wagner, a. a. O., S. 43.

に立たされた。

なほ、こゝで看過し難いことは、ワグナーが純粹な保險學的考察から以上の國營保險論を導出してゐることである。ワグナーは、周知の如く、それ迄の學者が陥り込んで抜け得なかつた形式的法律的解釋から保險の本質を救ひ出してこれに著しく經濟的本質的な定義を與へた功績を擔つてゐる。即ち、從來の學者が保險をもつて保險者と保險契約者との單なる二個の當事者間の法律關係と信じてゐたのを、彼は、偶然なる事件によつて或る一人が財産上を受くる不利益なる結果を同一の危險に曝さるゝ他の多數人に分割することに依つて排除軽減する經濟制度である、と定義した。而して、かく洞察し得て始めて、「保險者は個々の被保險者の單なる仲介者に過ぎない。保險に固有に存在する共通なるものは被保險者團體である。保險の擔ひ手は被保險者團體でありその保險料である。これは、保險會社の株式資本が現實の保險給付額に比して極く小さな割合しか有たず保險準備金が不足を告げるであらう特別な場合にのみ保證資金として役立つに過ぎないことより見て、明白である。かくて、保險の本質はそれ自身反個人的である。社會的である」と、結論し得たのである。

## 六 ワグナー以後世界大戰前後

社會政策的思想は前世紀後半以後支配的な社會思想であつた。而して。それは多くの手段のうち社會保險を最も恰好のものとして擇びとり、かくて、疾病保險・傷害保險・癱疾保險・失業保險等々を極めて短期間に各地に於て成立せしめた。言ふまでもなく、これらはワグナーの論文によつて多かれ少かれ學問的根據を與へられてゐた。併し、かくは言へども、公營保險が一般的に壓倒的勢力を占めたわけではなかつた。國營保險論の期待に反して民營保險もまた飛躍をつゞけた。併し、兎に角、國民の大部分を包含する勞働階級を加入者とする社會保險の年々の發展を見、且つ社會保險以外の保險をも公營に移すべしとする論の起るを見て、民營保險は當然に晏如

- 5) 小島昌太郎教授、綜合保險學 p. 323.
- 6) Schönbergs, Handbuch der politischen Ökonomie, XXV. „Versicherungswesen“ (A. Wagner, S. 359).
- 7) Wagner, Der Staat., S. 38; Reicherts, a. a. O., S. 20.



たり得なかつた。自らの城廓を守るべく盛んに國營保險論に批判を投げかけた。而して、それらの多くは内部的經營技術に關する類であつて、そこには特に思想的な影は見出し難かつた。たゞ一部に、國營保險は國家財政の假面的手段以外の何物でもないと言つた強い主張が注目し値する。いま、その一二を拾ふに、シユメルツア「保險獨占論者・保險國營論者のすべてが狙ふ唯一の目的は之によつて國家を出來る限り富ましめやうとすることにあり。國營に依つて保險給付額を増額し得ると言つてゐるが、これは全く掛聲ばかりである。」<sup>1)</sup> ショウフトン「國營論者が保險といふ魅力的誘惑的な言葉の蔭に隠してゐるのは課税増加の意圖である。」<sup>2)</sup> 等々である。

國營か民營かの論争はその後世界大戰後までも續けられたが、これと併んで、而かもこれとは全く別個の立場をとる考へ方があつた。ワグナアの立場は元來資本主義經濟の矯正にあつてその否定ではない。従つて、資本主義經濟を全く否定して掛る立場をとるマルキシズム・共產主義等から當然ワグナアの保險國營論では飽き足らなかつた。こゝでは、生産手段に對する私権の撤廢といふ彼等の要請を保險にまで擴大することによつて、例へば「損害の來るべきことを惧ることや又一朝其來襲に會ひても之が回復を求め得べしとの信頼は保險の生産手段にして又賠償給付の確保は保險の生産物なり」と<sup>3)</sup> となし、保險の私營に對して鋭い批判を下した。而して、またこの派の議論を巡つて各方面から多くの論が闘はされた。が、本稿ではこれらに關する考察は省略する。

## 七 ドイツ・ナチズムの態度

ワグナアを代表者とする國家社會主義が保險に臨む態度は、上述の如く、國家にイニシアチーフを採らせて上

1) 2) Reicherts, a. a. O., S. 89, 90; Schmelzer, Das Staatsmonopol im Versicherungswesen, 1911, S. 18, 19.; Chaufon, Les assurances; leur passé, leur présent, leur avenir, 1884, p. 668.  
3) 簡易保險局、保險國營論集その一、ウエルナー火災保險國有論、P. 150.

から保険を運営して行かうとするにあつた。國家主義に立ち資本家的營利經濟——勿論、私營保險を含む——を是正しやうとする立場としては當然であつた。ところが、今やドイツ・ナチズムの思想體系はこれとは全く異つてゐる。先づ、國家は、國家社會主義に於ける程に、前面に出て來ない。國家自體が自己目的ではなく國家は國民共同體の組織たるに過ぎない。而して、經濟は——それが私經濟にせよ公經濟にせよ——共同益奉仕目的達成のための助成手段たるにとゞまる。かやうな原則が政治的・法律的・經濟的思想の頂上に位する。そこでは、經濟的といふ言葉は、單なる營利的または私經濟的目的を前提に置かず、最もよく共同奉仕の實を擧げ、共同のために己を犠牲に供する行爲の性格に對して、始めて附與される。<sup>1)</sup>「國民に益となるすべてのものは正であり國民に害となるすべてのものは不正である。」<sup>2)</sup>併し、營利が全面的に決して否定されるのではない。國民共同益を目的とし、しかも個別經濟が自己を發展せしめるところに、即ち、個別經濟の發展が國民共同益に合致するところに、謂はゆる全體主義經濟が存立する。然らざる經濟はナチスでは否認される。例へば、商品賣買に於て商人が特に高價で販賣したるとき、この行爲が共同益的 (gemeinnützig) でなきは勿論、反對に特に低廉なる價格で販賣する行爲も共同益的とは言へない。<sup>3)</sup>健全なる營利心 (das vernünftige Gewinnstreben)こそナチス經濟にとつて缺くべからざる要素である。<sup>4)</sup>

保險についても全く同様である。決定的なるは事業の内容・目的・成果である。それが共同益を増進せしめることである。従つて、その經濟主體が株式會社たるべきか相互會社たるべきか又は私營たるべきか公營たるべきかの如きは單なる形式の問題でしか有り得ない。<sup>5)</sup>これは共同益概念が本當に理解され實踐されるれば自ら解決する問題

1) Hilgard, a. a. O., S. 33.

2) 3) Rohrbedk, Gemeinnutz und Gemeinnützigkeit in der Versicherungswirtschaft; Zeitschrift für die gesamte Versicherungs-Wissenschaft, Bd. 35, S. 324, 325.

4) Hilgard, a. a. O., S. 20.

5) Hilgard, a. a. O., S. 33.

である。<sup>6)</sup>かくして、固有の意味での、殊に國家社會主義的立場からの保險國營問題は最早とり上げらるゝ餘地を失つてゐる。<sup>7)</sup>重商主義・國家社會主義に於ける如く、國家は高權をもつて上から臨まうとはしない。國家は經濟を指導しやうとは欲するが自ら積極的に經濟しやうとはしない。保險監督官廳もこの見地に立ち小姑的後見はない。自己の下に屬する經營團體の成果意欲 (Erfolgsedanken) を尊重しそれらが合目的に發展するやうに導くのである。<sup>8)</sup>健全なる競争は保險制度を發展せしめる推進力として認められる。それは、保險料を出来るだけ低廉に向はしめる爲めのみならず、保險給付の改善と新しき保險形態の發見に競つて向はしめる爲めにも必要である。<sup>9)</sup>一般にナチス經濟機構は各經濟團體が自ら負へる任務を自らの創造力でもつて果すところの經濟的自治にその基礎を置いて居ると言へる。要するに、國民共同體自體のうち自ら盛り上がつて形成さるゝものがよく國民共同益を増進せしめるのであつて、保險は、決して、單に保險者または保險加入者の利益のみを促進する私經濟的手段ではあり得ない。否、保險こそ公的機能の擔ひ手として共同益増進目的のために最前線に立つのである。<sup>10)</sup>かくて、ヒルガアトの言へる如く、「一人は萬人の爲めに、萬人は一人の爲めに」なる保險思想はナチス世界觀の根本原理と出發點とに完全に一致する。「爲めに」なる言葉が、從來の保險に於ける如き單なる技術的意味でなく、國民共同體精神として躍動的に働いてゐる。従つて、如何なる經營形式をとるにせよ、保險は、そこでは、從來のやうな單なる利害共同體としては最早十分には規定し得なくなり、その本質を大に變へて現はれ出て來てゐる。

6) Hilgard, a. a. O., S. 23.  
7) Hilgard, a. a. O., S. 24.  
8) Hilgard, a. a. O., S. 55.

9) Hilgard, a. a. O., S. 28.  
10) Hilgard, a. a. O., S. 70.

## 八 結 語

保險は經濟的には共同勘定の一集團であり法律的には危險填補に關する二人間の契約である。ところが、保險はこの意味の經濟的性格と法律的性格とを二つながら具へつゝ最初から成立したものではない。何れか一方だけのものとして現れた。初期のギルド共助制度は契約と言ふよりも共同體または共同勘定集團である。初期の海上保險は一個の保險者が自己ひとりの資力でもつて危險を負擔する投機的契約であつて多數の被保險者間の共同準備財産組織ではない。而るに、これら二つ性格または形態の何れにせよ其の一方のみにとゞまつて居る間は、保險には十分な發展は期せられない。二形態が合體しなくてはならぬ。併し、それは容易には行はれなかつた。封建的絶對王制がその行手を阻んだからである。こゝでは、保險は被保險者の自治的集團でも任意的契約でもなかつた。専ら専制王侯の致富手段として用ひられた。併し、それであつて何等の問題も起らなかつた。人々が社會的環境に全く埋没してゐたからである。だが、ルネサンスによりて個人が発見確立され、重農主義を経て自由主義に至ると、人間は今度は環境に對立した。個々人の働きが相寄つて社會を秩序づけるとさへ考へられた。併し、單個としての人間は却つて甚だ弱かつた。個人は謂はゞ裸であつた。個人は自己の運命の完全な主人たるべく要求されたのである。こゝに於て、人々は、スキスの謂はゆる利己心に訴へつゝ、相集つて共同財産をつくり危險に對峙しなくてはならなかつた。保險がこれである。かくて、この保險は任意的利己的集團契約であつた。即ち營利保險であつた。

自由主義では、個人の自由行動は自ら生産の増大を實現し生産の増大は取りも直さず社會の福祉であるとの關聯をとつた。併し、これらの間には必然的な關係は存在しなかつた。人間の自由行動は例へば操業短縮等の形式をとつて屢々生産の増大を妨げ、生産の増大はまた屢々社會を廣汎且つ壞滅的な恐慌に導いた。かくて、人々の關心は生産よりも分配に移動し、遂に資本家制經濟が問題とされ始めた。社會政策なる言葉も生れた。これにプロシヤの國家主義思想が結付いてワグナーの保險國營論が出て來た。彼は營利のための保險の代りに社會政策的目的をもつ保險を提唱したのである。その後永い間世界大戰を迎へこれを送つても、保險の問題は大體にワグナーの國營論を中心として論議された。

が、今や、ドイツ・ナチズムに於ては、先づ、國家は自ら積極的に經濟しやうとはしない。經濟を指導する丈けである。他方、個人は國民共同益を高める任務の下に私經濟生活を營む。私經濟生活である限り營利が前提となるが、それは私經濟の推進力であると同時に國民共同體を發展せしめ得る底の健全なる營利である。競争は許されるが飽くまでも國民共同體の埒内での共同益を目指しての競争である。かくて、ナチズムの保險に於ては、封建制下の官房學的國營保險・自由主義的營利保險は勿論、ワグナー流の國營保險も全く止揚しつくされた形である。

(昭和十三年十一月二十五日)